

令和5年11月（第11回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日（金）午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階大ホール

3. 出席委員（13名）

1番	井川 寿範（筆頭代理）	2番	農 政憲（次席代理）
3番	坂上 孝司	4番	里見 勝則
5番	北野 洋一	6番	松本 功
7番	西村 誠志	8番	守江 勉
9番	宮本 一義	10番	富永 芳弘
11番	下山 和之	13番	吉田 一浩
14番	松本 三千輝（会長）		

4. 欠席委員（1名）

12番 吉村 武幸

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第4	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第5	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第6	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第7	議案第4号 農用地利用集積計画（農地中間管理機構分）について
日程第8	議案第5号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（除外）について
日程第9	令和5年 第12回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松本 浩治	農地係長	澤田 洋子
主査	井 敦子	主事	上村 光二

7. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和5年第11回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、12番吉村武幸委員より欠席の連絡が跟っております、農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、松本会長にお願いをしたいと思います。

松本会長、よろしくお願ひいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。

4番里見勝則委員、10番富永芳弘委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

土地所有者の転用の部が2件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

所有権移転の部が5件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

賃貸借の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、使用貸借の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の使用貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、坂野則昭推進委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(坂野推進委員)

調査報告いたします。

10月31日に吉村農業委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・掘り取り機・つる切機・消毒機・リフトを所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、甘藷、ばれいしょで、申請地には露地野菜を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数58年、年間150日、子が経験年数36年、年間100日、子の妻が経験年数20年、年間100日となっております。

取得後の農地の面積については、19, 132m²ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番について、坂野則昭推進委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の拳手をお願いしたいと思います。

《全員拳手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、7番西村誠志委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(7番委員)

調査報告いたします。

10月31日に田上推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・収穫機・草刈機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は甘藷で、申請地には甘藷を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数15年、年間220日、父が経験年数50年、年間220日となっております。

取得後の農地の面積については、49, 964m²ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々申請農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号2番について、西村誠志委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号につきましてご説明いたしました。

転用のための所有権移転の部 番号1番につきましては、3番坂上孝司委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(3番委員)

10月27日に岡本推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思われます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、番号1番について、坂上孝司委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましても、3番坂上孝司委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(3番委員)

10月27日に岡本推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者の自宅への通路の追認案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

本申請地については、以前より宅地に行くための通路として使用されておりましたので、譲受人より始末書の添付がされており、今後は農地法を遵守することです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、番号2番について、坂上孝司委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべて

の項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、転用のための使用貸借権の部 番号1番につきましても、3番坂上孝司委員に併せて調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(3番委員)

10月27日に岡本推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、隣接地に住宅を建設することに併せて申請地にクレーン置場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思われます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(議長)

只今、番号1番について、坂上孝司委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第3号説明》

（議長）

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件をご審議いただきたいと思います。

まず、賃借権設定の部 番号8番、9番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

（議長）

それでは、賃借権設定の部 番号8番、9番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

（委員一同）

はい。

（議長）

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用賃借権設定の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第5号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号を説明》

(議長)

只今、議案第5号につきましてご説明いたしました。

除外の部 番号1番につきましては、4番里見勝則委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(4番委員)

11月2日に松本会長、木村推進委員、事務局職員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

申請者は、個人で、現在の住まいが都市計画道路事業南北線により大部分を

買収されるため、やむを得ず住宅の移転が必要となり、今回、農振除外の申請をされております。

申請地を農振除外することによる他の農地への支障もなく、農振除外の要件も全て満たしておりました。

なお、農振除外後は、甲種農地ですが、集落に接続しており、他に適当な土地もないことから、転用の見込みはあるかと思います。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、除外の部 番号1番について、里見勝則委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は審議された内容の意見を附して町長に回答することに決定をいたします。

次に、日程第9 令和5年第12回委員会の日時について申し上げます。

次回は12月11日、午後2時よりJAかみましき益城支所 2階大ホールで開催いたします。

予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を井川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年11月10日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員